

4 議案の要旨

内閣提出法律案

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（第213回国会閣法第53号）

（衆議院 第213回国会6.5.28可決 参議院 6.20内閣委員会付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図るため、我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可に関する規定等を設けるとともに、海洋環境等の保全に配慮した海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定を行うため、環境大臣による海洋環境等調査の実施に関する規定等を設けるほか、海洋再生可能エネルギー発電事業に係る環境影響評価法の特例等の措置を講じようとするものである。

本院議員提出法律案

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の廃止に関する措置等に関する法律案（参第1号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、大深度地下をはじめ地下に大規模な施設又は工作物を設置する行為が、当該行為を行う区域に係る土地の陥没等により住民の生活等に大きな影響を生ずるおそれがあるとともに当該土地の価値を減少させるおそれがあるものであることに鑑み、地下の使用に係る手続の適正化等を図るため、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の廃止に関する措置その他必要な措置について定めようとするものである。

衆議院議員提出法律案

(衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載)

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律案(衆第4号)

(衆議院 6.10.7可決 参議院 10.7内閣委員会付託 10.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の全部を改正するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国会及び政府は、令和6年7月3日の最高裁判所大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法第13条及び第14条第1項に違反する規定に係る立法行為を行い及びこれを執行するとともに、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、深刻にその責任を認め、心から深く謝罪する。また、これらの方々が特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を強いられたことについても、心から深く謝罪する。
- 二、国は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対して1,500万円、特定配偶者に対して500万円の補償金をそれぞれ支給する。
- 三、国は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者であって、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において生存しているものに対して320万円の優生手術等一時金を支給する。
- 四、国は、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者であって、施行日において生存しているものに対して200万円の人工妊娠中絶一時金を支給する。
- 五、補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金の支給の請求は、施行日から起算して5年を経過したときは、することができない。
- 六、内閣総理大臣は、補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金の支給を受けようとする者等から請求を受けたときは、一定の場合を除き、旧優生保護法補償金等認定審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。
- 七、国は、旧優生保護法に基づく優生手術等及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等に関する調査その他の措置を講ずるとともに、当該措置の成果を踏まえ、これらが行われた原因及び再発防止のために講ずべき措置についての検証及び検討を行うものとする。
- 八、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。
- 九、五の請求の期限については、支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

予備費等承諾を求めるの件

令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（衆議院 審査未了）

【要旨】

一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費予算額2兆円のうち、令和5年12月22日に使用を決定した金額は1兆1,310億円で、地域の実情に応じた低所得者支援及び定額減税を補足する給付に必要な経費である。

令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（衆議院 審査未了）

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和5年4月18日から6年1月26日までの間に使用を決定した金額は1,915億円で、その内訳は、災害救助等に必要な経費380億円、道路等災害復旧事業等に必要な経費337億円、水産物の新たな需給構造構築支援に必要な経費207億円などである。

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（衆議院 審査未了）

【要旨】

特別会計予備費予算総額7,286億円のうち、令和5年9月29日から6年1月26日までの間に使用を決定した金額は19億円で、その内訳は、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における給油所等設備災害復旧に必要な経費18億円、財政投融资特別会計投資勘定における政府保有株式の処分に必要な経費0.9億円である。

令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（衆議院 審査未了）

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和6年3月1日から3月18日までの間に使用を決定した金額は1,161億円で、その内訳は、道路等災害復旧事業等に必要な経費768億円、災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費139億円、地域福祉の向上に資する住宅再建支援等に必要な経費61億円などである。

令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

（衆議院 審査未了）

【要旨】

令和6年2月20日から3月26日までの間に決定した経費増額総額は710億円で、その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額698億円、自動車安全特別会計空港整備勘定における空港災害復旧事業に必要な経費の増額11億円である。

N H K 決算

日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和2年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和2年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,725億円、負債合計は4,516億円、純資産合計は8,209億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,099億円、経常事業支出は6,917億円となっており、経常事業収支差金は181億円となっている。

日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和3年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和3年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,743億円、負債合計は4,134億円、純資産合計は8,609億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,001億円、経常事業支出は6,638億円となっており、経常事業収支差金は363億円となっている。

日本放送協会令和四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和4年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和4年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,970億円、負債合計は4,098億円、純資産合計は8,872億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,917億円、経常事業支出は6,753億円となっており、経常事業収支差金は163億円となっている。